北の 誉酒 造株式会社 代表取締役社長 藤部哲朗 様

> 社団法人 北海道消費者協会 会 長 橋 本 智 子 小 樽 消 費 者 協 会 会 長 本 前 み さ 子

北の誉酒造(株)の品質表示違反に対する申し入れ

拝啓 時下益々ご清勝のこととお慶び申し上げます。

さて、平成22年5月13日、貴社製造・販売した清酒8銘柄15品目に、本来、 使用できない香味成分を添加した品質表示基準違反が札幌国税局の調査で判明 したとの記事が報道された。

消費者はBSE事件以降の牛肉表示偽装やミートホープ事件など数々の「食の安全・安心」を脅かす事件が発生して以来、大きな不安を持っています。

このような状況の中で、この度の違反が昨年7月から今年4月まで、国税局から指摘されるまで表示違反の認識がなく販売されていたことは大きな問題であり、人が飲用する清酒を販売している事業者として、適正な表示に努めることは当然の義務であります。

ついては、二度とこのような違反を起こすことのないよう次の事項について 申し入れます。

記

- 一 外部から指摘されなければ、品質表示基準違反が確認できない体制を見 直すこと
- 一 法令遵守するための社員教育の徹底をはかること